

予算常任委員会教育民生分科会

(令和2年12月14日)

○ 竹野兼主委員長

それでは、ただいまより予算常任委員会教育民生分科会を開催したいと思います。インターネット中継を行いますので、委員の皆さんにつきまして、また理事者の皆さんについては、しっかりと口をマイクのほうに寄せていただくことをよろしくお願ひしたいと思います。

本日の審査は、追加上程された補正予算について、理事者から資料の説明を受けた後、質疑に入りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、これより議案第68号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費につきまして審査を行います。

まず、川北部長よりご挨拶をお願ひいたします。

○ 川北こども未来部長

皆さん、お時間いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、先ほど分科会長が申しいただいたように、ひとり親世帯の特別給付金の事業費及び市単独ではございますが、四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金でございます。しっかりと説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

議案第68号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会としまして、議案第68号令和2年度四日市市

一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費についてを議題といたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課長、棚橋でございます。よろしくお願いいたします。

資料はタブレット07、12月定例会議会、05教育民生常任委員会、01令和2年12月14日、117、12月14日追加配付、令和2年度12月補正予算参考資料第8号、12月14日上程分の3ページをお願いします。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費及び四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費・事務費です。

ひとり親世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、国が臨時特別給付金の再支給を行うことを決定したことから、対象者に対して給付金の再支給を行うものです。

また、広くひとり親世帯を支援するため、本市独自の給付金として、国の給付金の対象とならなかったひとり親の方に対しても給付金を支給しておりますが、こちらについても再支給しようとするものです。

今回の再支給は、6月補正で上程させていただきましたひとり親への給付金の対象者と同じ方に、国の基本給付分、または市の給付額と同額を支給しようとするものでございます。6月補正の給付金を支給した後に、再婚等、状況が変わっている方につきましても支給の対象となるものでございます。ただし、市単分につきましては、市の税金で給付するものでございますので、既に転出されている方につきましては対象外とさせていただくものでございます。

資料の2、内容のところでございますが、具体的には、①から③が国の部分、④が市単独の部分となります。①児童扶養手当対象者、②公的年金受給者で児童扶養手当を受給していない方、③家計急変により児童扶養手当の水準に収入が下がった方に、6月補正のときの基本給付と同額の第1子5万円、第2子以降、1人につき3万円を支給いたします。6月補正の給付金の中には、①②の方で、収入が減少しているという方につきましては追加給付がありましたが、今回の再支給につきましては、この追加給付分についてはございません。

また、市単独の④につきましては、児童1人につき、6月補正の給付金と同額の3万円を支給するものでございます。

(2) 給付方法でございますが、まず、国のほうですけれども、12月11日時点で、6月補正の基本給付を申請済みの方につきましては申請が不要となります。ご本人さんに再支給の通知を発送させていただいて、年内に口座に振り込む予定でございます。また、12月11日時点で、基本給付を申請していない方につきましては、今後基本給付と再支給を併せて申請いただき、随時口座振込ということになります。

次に、市単独分でございますが、こちらも国と同様に、給付金を申請済みの方につきましては申請が不要です。対象者につきましては、先ほども申し上げたように、市の給付金ですので、12月11日時点で居住状況を確認し、その時点で市外へ転出している方につきましては対象外とさせていただきます。11日時点で本市に居住している方に再支給の通知を発送し、口座に振り込む予定としております。市のほうにつきましても、12月11日時点で未申請の方につきましては、もともとの6月の給付金と併せて申請をいただき、随時口座へ振り込ませていただきます。

次、4ページの給付スケジュールのところをご覧ください。

まず、国の分、申請済みの方につきましては年内に振込を予定しておりまして、今のところ、12月25日を予定して準備を進めているところでございます。

次に、市のほうの申請済みの方につきましては、先ほど申しましたように、居住状況の確認作業をさせていただいてからということになりますので、1月中旬、今のところ、1月18日を予定ということで、今準備を進めているところでございます。

この給付金につきましては、もともとの6月補正の時点の給付金につきましては2月26日までの受付としており、今後、広報よっかいち1月下旬号でも、再度、給付金の案内をさせていただく予定ではございますけれども、特に市単分につきましては、6月の委員会の中でも、年度内の申請については柔軟に対応するようご意見をいただいているところであり、対象の方に給付金を受け取っていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

3、補正予算額につきましてはですけれども、国庫補助対象分、市単独分を合わせて2億2434万円とさせていただいております。内訳につきましては、国庫支出金が1億9884万円、一般財源が2550万円です。それぞれの事業費と事務費の内訳につきましては、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 後藤純子委員

6月の補正予算のときも、内容の④の独り親の方、約530人いらっしゃったかと思うんですけど、そのときに、6月補正のときって申請が必要だったと思うんですけど、その件数って何件あったか教えていただけますでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

先ほど④市単の部分についての申請状況というところでございますけれども、11月末までの決定件数としまして、現在のところ252件でございます。

○ 後藤純子委員

分かりました。ありがとうございます。

居住状況の確認作業を今月中にさせていただくのは大変かと思うんですけども、なるべく早く支給していただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

この市単の部分のところについては、年内という形じゃないので、そういう状況ではないということですよ。

○ 棚橋こども保健福祉課長

市単分につきましては、今回の再支給分につきまして居住状況を年内に確認させていただいた上で、1月18日の振込ということを用意して今作業を進めさせていただいている

ところでございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 荒木美幸委員

じゃ、1点だけ。

予算そのものにはもちろん賛成していきたいと思いますが、新たな対象者、申請の締切りというのはあるのでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

今、もともとの給付金の申請をされていない方につきましては、2月26日、2月末ということになっていますので、土日の関係で2月26日を締切りということにさせていただいております。ただ、6月補正の際に委員会のところでもご指摘いただきましたように、特に市単部分につきましては柔軟にというお声もいただいておりますので、その辺、十分配慮して事務を進めさせていただきたいというふうには考えております。

○ 竹野兼主委員長

その点については明確に、取りあえず令和2年度内という意味合いのところという形で、しっかりとちょっと答えてもらえるとありがたいです。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

年度内、3月末までの申請につきましては対応させていただきたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

もちろんこの内容については、することに対しては賛成だと思っているんですけども、本市で子育てするなら云々って、もうずっと出てきていますけれども、これを見る限り、第1子5万円、第2子以降3万円というのは、これは国の示してきた金額でこうなっているかと思うので、特に本市として特別違いはないかなと、他市と。今、4番のをお聞きしたら、後藤委員が質問されて分かったんですけど、252件もまだ未申請というところかなり、半分近くのご家庭がもらっていないということですか。

○ 竹野兼主委員長

いや、そうじゃないです。

申請された方が252名で、対象になるのは530名程度だろうという意味合いでの答弁であったので、していないというわけじゃなくて、今対象になっている数字が、先ほど述べられたことなので、それについての意見をお願いします。

○ 伊藤昌志委員

対象者は530人いらっしゃるって、申請したのが252件ということではよろしかったですか。

○ 竹野兼主委員長

そののところ、確認です。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

先ほど申しましたように、11月時点で、市単の部分で申請いただいていますのが252件でございます。当初、想定としては530人程度であろうということで設けさせていただいている数字が530人ございまして、ここの総数がもともと530人きっちりかどうかというところは、申し訳ないですけども、判別できてはおりませんけれども、6月補正のときに上げさせていただいて、想定として530人程度だろうということでお話を進めさせていただいているというところでございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

そうすると、これで5か月ほどたって、それだけの申請件数で、実際の母数が分からないというところがありますけれども、なかなか多くの方に、該当者には行き渡らんのかなということが予想されるんですが、国のほう、第2子が3万円ということについても、市としての考え方というのはどこにあるんですか。国から下りてきたのでちょっと付け足したという程度に見えるんですが。

例えば、本市独自であれば第2子以降についても5万円とか、少なくとも対象者が、上の①②③については本市独自ではないわけですね、対象者に対して。本来独り親困窮者ということから考えると、ここについて、本市での考えがあるんじゃないのかなと。また、④についてもできる限り周知して、もらっていただけるように、もらうのを嫌がる人はそんなにいないと思うので、そうすると行き届いていないのかなと思うんですが、その辺りの考え方というのはいかがでしょうか。

○ 棚橋こども保健福祉課長

こども保健福祉課、棚橋でございます。

まず、国のほうにつきましては、第1子5万円、第2子以降、1人につき3万円というのは国が決めてきたものでございます。それに対して、市単のほうで3万円というところで今ご質問をいただいたのかと思いますけれども、この3万円につきましては、もともと6月補正の四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金の給付をする前に、本市独自で、独り親家庭に子供1人当たり3万円というのをまずしておりまして、そのときには、この④に該当する方は対象になっていないというところもありまして、そのときの3万円ともバランスも考えて3万円ということにさせていただいたものでございます。

○ 竹野兼主委員長

特別にという意味合いではなくて、前回出てきた部分のところ、それと、国のほうの以外のところの部分に、当たらない部分のところを、市として、独り親家庭に対しては、要するに支給するべきではないかという考え方で、一応市として、市独自の施策だというふうに思っただけでいいのかなと思うんです。

○ 伊藤昌志委員

ですから、質問としては考え方をちょっとお聞きしたかったんです。国の第2子以降は3万円というのが妥当だということでそういうふうになっているのか、もしくは本当に本市で考えると、ほかに漏れているところとか何かお考えのところがないのかなと思ったので、本市としての考え方はどこにあるのかなということです。

○ 竹野兼主委員長

3万円というものの根拠みたいなものかな。

○ 伊藤昌志委員

国から出てきた数字は分かっているんです。そこから数字が上乘せで、該当しない独り親という形になっているので、子育てするならということであれば、本市の独り親世帯であるとか親御さんのことを考えると、考え方がどうなのかなと。3万円の根拠でもいいですけれども。

○ 竹野兼主委員長

今言ったみたいに、独り親の給付されない人たちがいるから、その部分のところについて、市としては出そうという話でしょう。

○ 川北こども未来部長

先ほど課長のほうも答弁させていただいておりますが、まず、これについては①②③という形では、これは国のほうの制度であると。その中で5万円、3万円というのがある。その上で、市単の部分、四日市の単独の部分については、この①②③は簡単に言うと児童扶養手当を受給できるかどうかという判断にあると思います。それ以外の方の、でも独り親がみえるのではないかという意見を議会のほうからもいただいておりますので、その辺り、児童扶養手当の受給資格がないけれども、今回このコロナ禍に当たりまして、独り親の方で生活に困っている方がみえるということをしてしたので、この④で、市単独で3万円という形で6月議会に提案をさせていただき、お認めいただいたと。

今回、これは国のほうも全く同じスキームでやってきております。つまり、独り親の方が、生活に困って見える方がまだまだみえるということでございますので、当然市のほうでも同じ考え方で、今回ご提案をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

というのは、国からの出ているのが、①から③が本市では約2420人おるわけですけど、その方に対しては国からの案内に基づいて出すということで、本市としての特別感は、ここにはないわけですね。そういう意味では、言いましたけど、子育てするならですので、例えば、第2子も5万円にするとか、そういう上乗せ分があってしかりじゃないかなというのの一つ……。

○ 竹野兼主委員長

それは意見ですね。

○ 伊藤昌志委員

じゃ、意見で。

○ 竹野兼主委員長

意見ですけど、今の部分についての質疑は提案している部分のところなので、提案されている部分以外の、今のお話の内容の意見ですよ。そののところ、ちょっとしっかりと質疑等、きちっとしてください。

○ 伊藤昌志委員

ですから、最初の質問は、市の考え方がお聞きしたかったわけです。国から出てきているお金そのままなんですね、2400人には……。

○ 竹野兼主委員長

だから、今の答弁の中では、前回6月に支給した部分のところについて、国が支給をしてきたから、市としても児童扶養手当受給者以外の方の独り親の部分のところについて、一緒の形で進めさせていただくというのが今回の提案やと思いますけど。

○ 伊藤昌志委員

分かりました。

そうすると、今の質疑から、やはり出てきたものに対してプラス、前回の議会でも議論されたので、該当しない方530人というのが出てきたということなんですが、ほかにも漏れがあるのではないかなというのが私の真意です。というのは、今のこれを見ると、これ、前回ですと対象者が4月、3月末時点でしたかね。要は母体にいるお子さんたち、今から生まれてくる子たち、今年度既に生まれたけど対象者になっていない人たちがいるかなと思ったので、それで考え方が知りたかったということになります。

意見として、ぜひその辺り、二つあります。一つ、先ほどの繰り返しです。①から③は国の事業そのものなので、本市としてプラスアルファが要るんじゃないかと。もう一つは、母体にいた時期によって対象とならない人たちが本市にいるんじゃないかと。しっかりと対象者をちょっと見ていただいて、プラスアルファをしてもそんなに予算は関係ないかと思うので、ぜひ、そういったところまで精査していただきたいと思います。意見で。

○ 竹野兼主委員長

意見かもしれないんですけど、そこの部分のところについての、今回提案している部分の内容については、前回の部分のところに対して、申請者はそのまま、6月に出された方に対して再度やるよというのが話の中であって、これは新しくもう一回、前回6月に多分そのとき意見で言われたと思うんですけど、その意見は考慮はするけど、今回の議案に関しては、6月に支給した部分を再度するんだという議案になっているので、それを今もう一回、6月のところにまた戻しながら物事を調査するかどうかというのについてはなかなか、あくまでそういう思いがあるという話ならいいですけど。

○ 石川善己委員

あくまで伊藤昌志委員はそういう意見ということなので、分科会長報告に盛り込んでいただくだけで実際対応するかどうかというのはまた別の話だと思いますので、そこで、分科会長報告に盛り込んでいただく、こういう意見があったということだけ盛り込んでいただければいいのではないかなと思います。

○ 伊藤昌志委員

ですから、これを賛成するものであるというのを最初に、気持ちは賛成するものでありますがという大前提で、指摘として、国が10分の10というところで、対象者2420人が今回もそのままであるので、意見で、第2子以降が、例えば3万円が5万円になるとかというのがあってしかるべきかなと思いましたということです。意見です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を諮りたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

それでは、議案第68号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会への審査に送るべき事項について、委員の皆様から提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第68号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

以上で分科会は閉じさせていただきます。

これで、こども未来部の所管部分は終了です。

分科会長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、それで進めさせていただきます。本日はご苦勞さまでした。

16：28 閉議